



2026年10月14日

各 位

会社名 株式会社ワールド  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 鈴木 信輝  
(コード：3612 東証プライム)  
問合せ先 取締役 副社長執行役員 中林 恵一  
(TEL. 03-6887-1300)

**臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会開催  
並びに定款の一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、2026年12月24日（木）開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定及び本臨時株主総会の開催並びに「株式移転計画承認の件」及び「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これらは、本日別途開示しております「株式会社ワールドと株式会社TSIホールディングスとの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」にて公表いたしました、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）による共同持株会社（以下「本共同持株会社」といいます。）の設立に伴うものであります。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、2026年12月24日（木）開催予定の本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年10月31日（土）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 : 2026年10月31日（土）  
(2) 公告日 : 2026年10月16日（金）  
(3) 公告方法 : 電子公告（当社ウェブサイトに掲載いたします。）  
<https://corp.world.co.jp/company/notice/pdf/20261015.pdf>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

(1) 本臨時株主総会の開催日時・場所（予定）

開催日時 : 2026年12月24日（木）午前10時  
開催場所 : ワールド本社ビル 26階 神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1

(2) 本臨時株主総会の付議議案（予定）

第1号議案 : 株式移転計画承認の件  
詳細につきましては、本日別途開示しております「株式会社ワールドと株式会社TSIホールディングスとの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」をご参照ください。  
第2号議案 : 定款一部変更の件

### 3. 定款の一部変更について

#### (1) 定款一部変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転に係る株式移転計画の承認に関する上記第1号議案が承認され、かつ2027年3月1日（月）をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は本共同持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除するとともに、現行定款第14条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものです（かかる定款の一部変更を、以下「本定款一部変更」といいます。）。

なお、本定款一部変更は、本臨時株主総会において上記第1号議案（株式移転計画承認の件）が原案どおりに承認されること、並びに2027年2月28日（日）の前日までに上記第1号議案においてご承認いただく株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2027年2月28日（日）にその効力を生じるものといたします。

（ご参考）

2027年2月期（2026年3月1日から2027年2月28日まで）の剰余金の配当（期末配当）につきましては、現行定款第32条（本定款一部変更後の第31条）に従い、2027年2月28日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり36円の配当を当社からお支払いすることを予定しております。

#### (2) 定款一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（変更箇所の下線を付しております。）

| 現行定款                                                          | 変更案              |
|---------------------------------------------------------------|------------------|
| 第1条～第12条（条文省略）                                                | 第1条～第12条（現行どおり）  |
| <u>（定時株主総会の基準日）</u><br>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日<br>は、毎年2月末日とする。 | （削除）             |
| 第14条～第33条（条文省略）                                               | 第13条～第32条（現行どおり） |

#### (3) 定款一部変更の日程

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| 取締役会決議日      | 2026年10月14日（水）     |
| 本臨時株主総会決議日   | 2026年12月24日（木）（予定） |
| 定款一部変更の効力発生日 | 2027年2月28日（日）（予定）  |

以 上